

○ 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（勘定間の資金の融通）</p> <p>第十八条の二 機構は、一般勘定と危機対応勘定との間に限り、資金の融通をすることができる。</p> <p>2 前項の資金の融通は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	